

麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱

制 定 令和4年12月12日付け4農産第3474号
一部改正 令和5年12月4日付け5農産第3261号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していないことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す動きがみられている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を目指すものとする。

(通則)

第2 麦・大豆生産技術向上事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、各産地における麦・大豆の生産拡大に係る将来像を踏まえ、作付けの団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、生産性の向上を実現することを目的とする。

(事業の内容)

第4 麦・大豆生産技術向上事業（以下「補助事業」という。）は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより作成する麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という。）に基づく麦・大豆の生産性向上に向けた取組に対して総合的に支援することとし、事業メニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率については、別表1のとおりとする。

なお、補助事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(事業実施計画書の作成)

第5 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項により提出された事業計画について、農産局長が別に定めるところにより、その内容を審査した上で適切と認めた場合は、都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

(予算額の配分及び事業計画の承認等)

第6 地方農政局長等は、第5第2項の協議を受けた場合は、農産局長が別に定めるところにより、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

2 農産局長は、前項により報告のあった都道府県計画について、農産局長が別に定める配分基準により、配分対象となる事業計画及び当該都道府県の予算額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

3 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第12 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、補助金の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変

更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第14 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第16 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第12第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第18 地方農政局長等は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第19 補助事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第20 地方農政局長等は、第12第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - （4）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定

(括弧書きを除く。)を準用する。

(補助金の経理)

- 第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第22 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

- 第23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第12から第15まで、第17及び第19から第21までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額

に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第10第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第24 地方農政局長等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、補助事業者及び事業実施主体に対し必要な報告を求め、又は指導・助言を行うことができるものとする。

2 補助事業者は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、間接補助事業者に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

(事業費の低減)

第25 間接補助事業者は、本事業の実施に当たっては、事業目的に比して過剰な活動の実施、機械・施設の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(その他)

第26 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

2 補助事業者は、市町村等を経由して本事業の実施に係る各種手続を実施する場合には、必要な手続を定めるものとする。

附 則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

1 この通知による改正は、令和5年12月4日から施行する。

別表 1（第 4 関係）

事業メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率等
1 生産性向上の推進	1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 農業者の組織する団体 （農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） (2) 地域農業再生協議会 （農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする国産化プランが策定されていること。 (2) 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 (4) その他農産局長が別に定める要件を満たしていること。	補助率は、定額とする。（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める額以内とする。）
2 新たな営農技術等の導入	2 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 農業者の組織する団体 (2) 地域農業再生協議会		補助率は、定額とする。（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める額以内とする。）
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等	3 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 農業者の組織する団体 (2) 地域農業再生協議会 (3) 都道府県 (4) 市町村 (5) 補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体		補助率は、機械・施設の導入費用の1／2以内とする。リース導入等の場合は、物件相当額の1／2以内とする。
4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組	4 事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 事業実施主体の受益地が含まれる地域において事業メニュー2の取組が行われていること。 (2) その他農産局長が別に定める要件を満たしていること。	補助率は、1／2以内とする。

別表 2（第 7 関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 生産性向上の推進支援	作付けの団地化推進等、事業実施主体による生産性向上の推進に向けた取組に係る経費の補助に要する経費	定額（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める額以内とする。）	区分の欄の 1 から 4 までの経費の相互間における国庫補助金の30％を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30％を超える減
2 新たな営農技術等の導入支援	事業実施主体による新たな営農技術等の導入の取組に係る経費の補助に要する経費			
3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等支援	事業実施主体による生産拡大に向けた機械・施設の導入等の取組に係る経費の補助に要する経費	1／2 以内		
4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組支援	都道府県及び市町村による生産性向上のための取組に係る経費及び同経費の補助に要する経費			